

- 月曜日から金曜日  
8時30分～17時15分
- 土曜日、日曜日及び祝祭  
日で利用があるとき  
8時30分～9時15分
- 利用終了時30分前から45  
分(夜間を除く閉館業務)
- 夜間利用があるとき  
20時45分～21時30分(閉  
館業務)
- 【募集人員】 1 名
- 【条 件】
- 町内在住の健康な方
- ◎ 申し込み・問い合わせ先  
鬼鹿支所  
☎ 57-1111

**納税証明書の  
申請をされる方へ**

マイナンバー制度(社会保  
障・税番号制度)の開始に伴  
い、納税証明書の申請を行う  
場合(軽自動車税納税証明書  
を除く)、個人番号カード又  
は通知カード等に記載のマイ  
ナンバーを記入いただくこと  
になりますので、申請される  
方は持参してください。あわ  
せて運転免許証等により本人  
確認も行うこととなりますの  
で、ご了承ください。

◎ 問い合わせ先  
財政課税務係

(内線216・217)

**◆給与支払報告書の提出について◆**

給与の支払者は、法人・個人を問わず、前年中に支払った(支払いの確定した)給与について、給与支払額の多少にかかわらず、専従者・アルバイト・パート・役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成し、従業員の1月1日現在(退職の場合は退職日現在)における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。(地方税法第317条の6)

- ◆ 所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員について提出していただく必要があります。
- ◆ 給与支払報告書は、個人道・町民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

**●小平町へ提出していただく対象者**

平成27年1月1日から12月31日までに給与(給料、賃金、賞与、俸給等)を支払った従業員(専従者・アルバイト・パート・役員等を含む)のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少にかかわらず提出してください。

- ◆ 毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に小平町にお住まいの方。
- ◆ 前年中の退職者のうち、退職日現在に小平町にお住まいの方。



**●提出期限及び提出方法**

平成28年2月1日(月)までに総括表とあわせて、郵便または信書便により送付していただくか、窓口にて提出してください。※期限が近づくと窓口が混み合いますので、お早めに提出してください。

**●電子申告による提出**

個人道・町民税にかかる特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる受付も行なっています。

eLTAX(エルタックス)を利用すると申告書等の作成・提出において、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料等も不要で、1回のデータ送信操作で複数の地方公共団体(参加団体)に提出できるなどのメリットがあります。



◎ 問い合わせ先 財政課税務係 (内線216・217)



**献血車ひまわり号が来庁します！！**  
～献血はみんなのできる助け合い～



**2月5日(金)**

- ☆ 鬼鹿公民館前 9:00～10:00
- ☆ おにしか更生園前 10:20～11:20
- ☆ 小平町役場前 13:00～14:40
- ☆ 南るもい農協前 15:00～16:00

患者さんの輸血時の副作用を軽減するため、医療機関では400ml献血由来製剤の需要が年々増加していますので、400ml献血に多くの方のご協力をお願いいたします。

◎ お問い合わせ 保健福祉課福祉係 (内線273)